

荷物預かりサービス利用規約

(総則)

- 第1条 この荷物預かりサービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）が提供する「荷物預かりサービス」（以下「本サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。
- 2 本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ本規約に同意したものとみなし、本規約の内容が利用者と当社との本サービスの利用に関する契約の内容となります。
 - 3 本規約に規定のない事項については、本サービスの提供場所での案内、法令又は一般の慣習によります。
 - 4 当社は、前三項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
 - 5 当社は、本規約を変更することができます。この場合、当社は、当社ウェブサイトにて変更適用日及び変更後の内容を周知するものとします。
 - 6 利用者が、変更適用日以降に本サービスを利用した場合には、本規約の変更合意したものとみなし、当社と利用者との間では、本規約の変更後の内容が本契約の内容となるものとします。ただし、荷物の預かりが1日以上となる場合であって、利用者が荷物を預けた日の翌日から荷物の引渡しの日までの間に本規約の変更適用日がある場合には、当該荷物については、利用者が荷物を預けた日の時点での本規約の内容が適用されるものとします。

(取扱時間)

第2条 本サービスの取扱時間は、本サービスの提供場所に掲示する時間とします。

(荷物の大きさ及び重量)

第3条 本サービスにおいて、お預かりできる荷物は、長さ、幅、厚さの合計が170 cm以下、重量30 kg以下とします。ただし、旅行かばん若しくはこれに類する物、キャディバック若しくはこれに類する物又はスキー板、スキーザック若しくはこれらに類する物はこの限りではありません。

(お預かりできないもの)

- 第4条 次の各号に掲げるものを内容品とする荷物については、本サービスのご利用はできません。
- (1) 火薬類その他危険品、臭気を発するもの、不潔な物品等他の荷物に損害を及ぼすおそれのあるもの
 - (2) 現金、宝石・貴金属等の貴重品及び有価証券類
 - (3) 外装及び内容品の価格の合計が30万円を超えるもの
 - (4) 動物、植物、魚介類
 - (5) 腐敗又は変質しやすいもの及び保冷を必要とするもの
 - (6) 銃砲刀剣類
 - (7) 法令又は条例により移動、頒布又は所持等が禁じられているもの
 - (8) その他当社が本サービスの提供に適さないと認めるもの

(利用の拒絶)

第5条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用をお断りします。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）の活動を助長し、又はその運営に資することとなると認められるとき。

(2) 利用者が次に掲げるものであるとき。

- ア 暴力団、法第2条第6号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）、暴力団準構成員、暴力団関係者その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- イ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であると認められるとき。
- ウ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があると認められるとき。
- エ 当社に対し暴行、脅迫等の犯罪行為又は不当要求を行う者であると認められるとき。

(料金)

第6条 利用者は、次条に規定するところにより荷物を預ける場合、当社が指定するところにより1個につき600円を支払うものとします。

- 2 利用者は、第8条第3項に規定するところにより荷物を預けた日の翌日以降に引渡しを受けるときは、1日につき前項に規定する金額を当社が指定するところにより支払うものとします。
- 3 前二項に規定する料金には、消費税及び地方消費税を含むものとします。

(荷物のお預かり)

第7条 当社は、前条第1項に規定するところにより料金の支払を受けたときは、荷物受取証(控)を発行します。

- 2 利用者は、当社の指示するところにより荷物受取証(控)に氏名その他必要事項を記入し、荷物に添えて当社に本サービスの利用を申し込むものとします。
- 3 当社は、前項の申込みに応じて荷物を預かったときは、利用者に荷物受取証を交付します。

(荷物の引渡し)

第8条 当社は、利用者から荷物受取証の提出を受けたときは、当該荷物受取証に対応した荷物を引き渡します。

- 2 利用者は、荷物受取証を紛失したときは、正当権利者であることを証明するに足りる書類を提示し、荷物の引渡しを請求するものとします。この場合、当社が正当権利者であることを確認できないときは、荷物を引き渡さないものとします。
- 3 荷物の引渡しは、第2条に規定する取扱時間内に限るものとし、取扱時間内に荷物の引取りがない場合は、翌日以降に引き渡すものとします。
- 4 前条に規定するところにより当社が利用者から荷物を預かった日の翌日から起算して10日以内に荷物の引取りがない場合は、利用者が荷物に関する権利を放棄したものとみなし、当社において荷物を処分するものとします。この場合において、当社は荷物を売却することができるものとし、その代金を第6条に規定する料金その他荷物の処分に要する費用に充当するものとします。

(当社の賠償責任)

第9条 当社の荷物に対する責任は、当社が利用者から荷物を預かった時に生じ、また当社が利用者に荷物を引き渡した時に終了するものとします。

- 2 当社の取扱中、当社の責に帰すべき事由により生じた荷物の滅失又はき損により生じた損害については、荷物1個につき30万円までを責任限度額とし、荷物の価格を基準として滅失又はき損の程度に応じ責任限度額の範囲内で実損額を賠償します。ただし、当社と利用者との間の本サービスに関する契約が消費者契約法に定める消費者契約となる場合、当社の故意又は重過失によって利用者に生じた損害については、この限りではありません。なお、当社は、第4条に規定するものを含む荷物については、滅失又はき損その他一切の損害について賠償責任を負わないものとします。
- 3 前項本文の規定による賠償金の請求は、書面によるものとし、本サービスを提供する当社の郵便局でのみ受け付けます。なお、当社は、本項の賠償金請求に応じる場合、日本国内の当社の郵便局（当社が定める郵便局に限ります。）において円貨で賠償します。

4 第2項本文の規定による賠償金の請求権は、利用者が、当社から荷物の引渡しを受けた日又は当社から荷物の紛失に関する通知を受けた日の翌日から起算して1年間これを行わないことによって消滅するものとします。

(料金の返還)

第10条 当社は、利用者が、第6条第1項に規定するところにより料金を支払った後、第7条第3項に規定するところにより荷物受取証を交付するまでの間に、本サービスの利用の中止を申し出たときは、支払を受けた料金を当社が指定するところにより返還するものとします。この場合において、当社が指示したときは、利用者は、当社の指定する書面を提出するものとします。

2 当社は、前条第3項に規定するところにより賠償金を支払う場合は、第6条に規定するところにより利用者が支払った料金を当社が指定するところにより返還するものとします。

(危険品等の処分)

第11条 当社は、預かった荷物が、第4条に規定するもの(同条(2)及び(3)に規定するものを除きます。)を内容品とすることを知ったとき又は危険を回避する必要があると認めるときは、本サービスについて生じうる損害を防止するため、当社が預かった荷物を処分することができるものとします。

2 前項の規定による処分に要した費用は、利用者が負担するものとします。

(免責事由)

第12条 当社は、預かった荷物について、次の各号に掲げる事由のいずれかによる滅失又はき損等の損害については、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変等の不可抗力
- (2) 荷物の欠陥、自然の消耗
- (3) 司法権等の発動による、関係官公署からの押収又は証拠品としての提出
- (4) 荷物受取証の紛失又は盗用
- (5) その他当社の責に帰さない事由

(利用者の賠償責任)

第13条 利用者は、故意、過失又は本規約の違反により、当社に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

(個人情報の取扱い)

第14条 本サービス提供のため、当社が知り得た利用者その他の個人情報については、本サービスの遂行のために使用するものとします。

(準拠法)

第15条 利用者と当社との本規約に基づく契約に関する準拠法は、全て日本法が適用されるものとします。

(管轄裁判所)

第16条 本規約に関し、利用者と当社との間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

2017年12月1日 制定・実施

附則

2019年6月19日 改正

附則

2020年4月1日 改正